

民法（債・親・相） 第8回 P330～P339



贈与 P330～P331

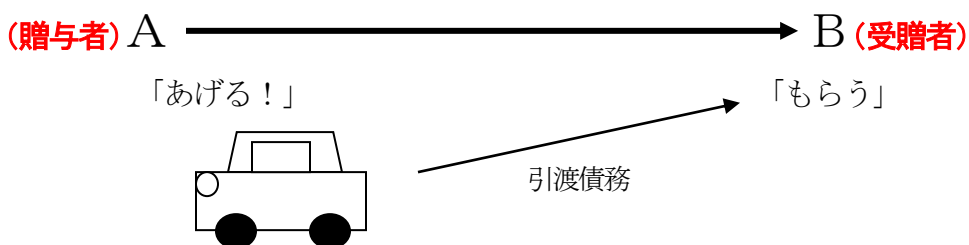
《贈与契約とは》

贈与契約とは、当事者の一方（贈与者）がある財産（他人の物でも有効）を無償で相手方（受贈者）に与えることを約束し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約である。

贈与契約は無償・片務・諾成契約である。

例) AがBに車を贈与した

車の贈与（贈与契約）



→贈与が成立すると、贈与者は受贈者に物の引渡義務が生じる。

※贈与物が特定物の場合には、物を移転するまで贈与者は善管注意義務を負う。

《書面によらない贈与の解除》

書面によらず口頭でなされた贈与契約は、安易になされやすい。そこで、書面によらない贈与契約は、その履行までは当事者双方から任意に解除することができる。ただし、書面によらない贈与でも、すでに**履行が終わった部分**については、もはや**解除することができない**。



贈与の目的物が動産の場合…すでに物を引渡した場合（占有改定含む）

贈与の目的物が不動産の場合…登記または引渡しが行なわれた場合

例) AがBにワイン10本をプレゼントする約束をした。

Aがワインを3本引き渡した時点で、Aが契約を解除した。

⇒ Aは、引き渡した3本は返還請求ができない

《贈与の効力》

贈与者は、贈与の目的物を特定した時の状態で引き渡すことを約束したものと推定される。

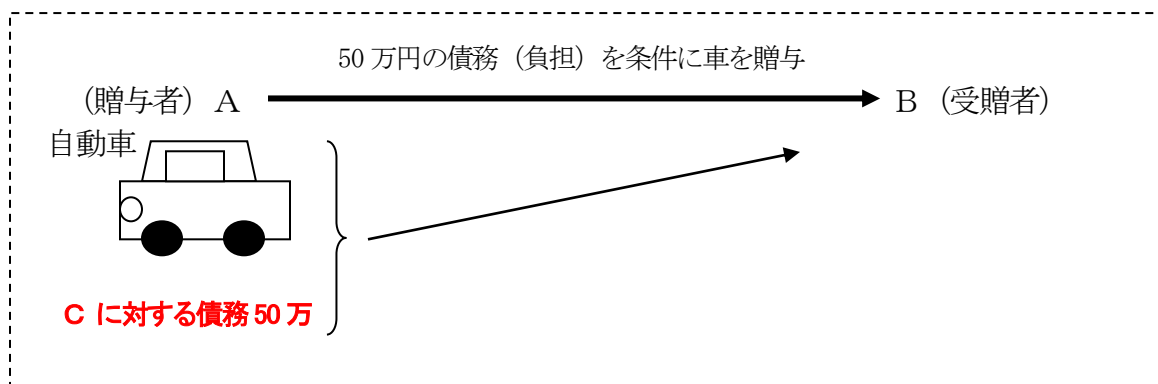
- 〔 特定物 ⇒ 贈与契約時の状態（契約時には既に特定物）
- 〔 種類物 ⇒ 目的物が特定した時の状態

《特殊の贈与》

1. 負担付贈与

負担付贈与とは、受贈者に一定の負担を負わせる贈与である。

例えば、AがBに自動車を贈与する代わりにAのCに対する50万円の借金を肩代わりさせるなどの契約がこれにあたる。この場合、贈与者は、負担の範囲内で売主と同じく担保の責任を負う。従って、上記の事例において、自動車の価値が実際には30万円しかなかった場合には、負担（負担との差額20万円を限度に）の範囲内で損害賠償を負う。



2. 死因贈与

死因贈与とは、贈与者の死亡によって効力が生ずる贈与をいう。例えば、「私が死亡したら所有する不動産を贈与する」内容の契約を締結した場合である。

死因贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用される。

3. 定期贈与

定期贈与とは、定期の給付を目的とする贈与である（例：父が息子に毎月5万円を仕送りする）。定期贈与は、贈与者または受贈者のいずれかの死亡により効力を失い、相続の対象とはならない。

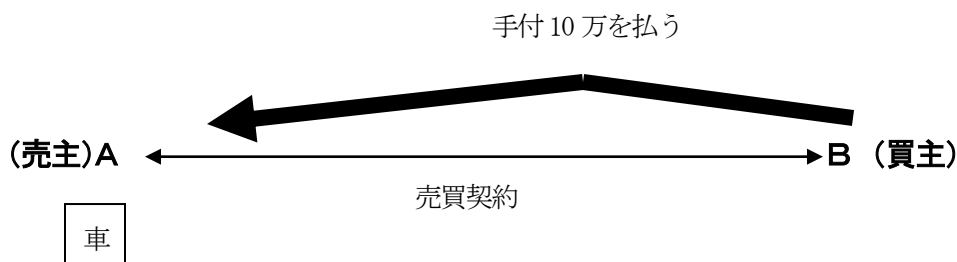
売買 P332～P339

《手付》

1. 意義

手付とは、売買契約の締結に際し、**買主が売主に対して**交付する金銭又はこれを交付する契約をいう。

例) A所有の100万円の自動車をBが買う契約が成立し、手付としてBが10万円を支払った



2. 手付の種類（3種類）

解約手付	債務不履行がなくとも契約を解除できる趣旨で交付される手付（解除権の留保）
違約手付	債務不履行があったときに、相手方に支払う賠償額の前払いという趣旨の手付
証約手付	売買契約が成立した証拠という趣旨で交付される手付

※手付の種類は、当事者間の特約により定めることができるが、**当事者間の特約等がない場合には、その手付は解約手付と推定される**

3. 解約手付（解除権の留保）

（1）解約手付による解除

解約手付が交付された場合、**相手方が契約の履行に着手するまでは**、損害賠償を支払うことなく、次の方法で契約の解除（約定解除）をすることができる。

買主が解除する場合 ⇨ **手付を放棄すること**

売主が解除する場合 ⇨ **手付の倍額を現実に提供すること**

(2) 相手方による履行の着手

解約手付があっても、相手方が契約の履行に着手した後は解除できない。

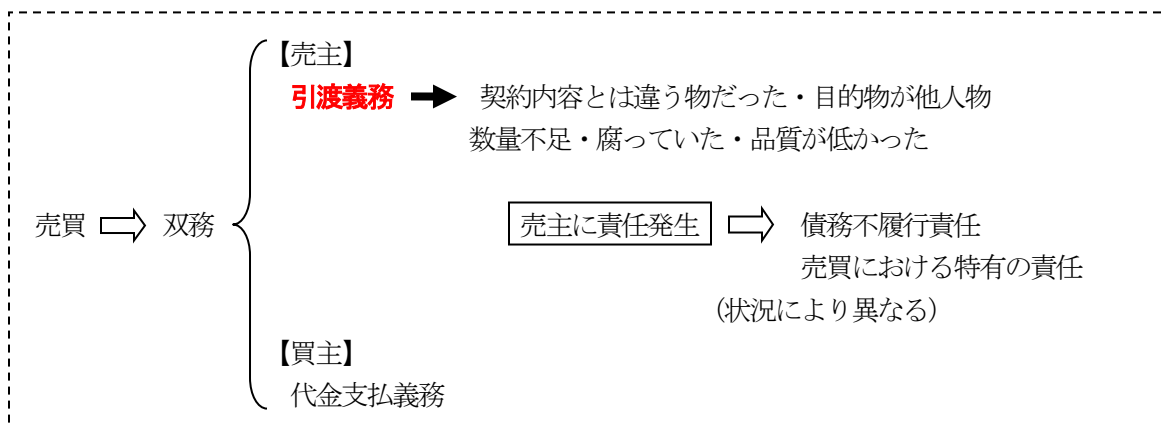
この「履行の着手」とは、**相手方が客観的に外部から認識しうる形で債務の内容たる給付の実行に欠くことのできない前提行為をしたこと**である

※自分が履行に着手しても、相手方が着手していなければ契約の解除ができる

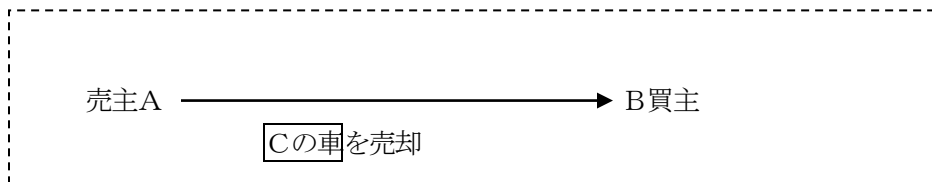
《売買の効力》

1. 問題の所在

売買が成立すると、売主は買主に対し物を移転する義務を負い、買主は売主に対し代金を払う義務が生じる。このような売買契約において、売買の目的物が他人所有の物であったり、目的物が契約の内容に不適合であった場合に売主はどのような責任を負うのであろうか（買主は売主にどのような請求ができるか？）が問題となる。



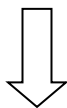
2. 売買の目的物が全部他人物であった場合（売主の善意・悪意は関係ない）



- AB間の売買契約は**有効**
- AはCから車の所有権を取得してBに移転しなければならない
- 移転できないときは、債務者（売主A）に債務不履行責任（履行不能）が発生

3. 目的物を引渡したが、**種類・品質・数量**において**契約に不適合**な場合

- (例)・BがAからリンゴ1トンを購入したが、一部腐っていた（品質について契約不適合）
- ・X商品を購入したが、納品された商品はY商品であった（種類について契約不適合）
 - ・100坪の土地を購入したが、90坪しかなかった（数量について契約不適合）



いわゆる**債務不履行**(不完全履行)・・・買主（債権者）に**解除権・損害賠償請求権**発生。

その他、売買契約特有の効果として、買主の**追完請求権、代金減額請求権**が発生する。

①買主の追完請求権(売主の帰責事由の有無は問わない)

買主は売主に対し相当な期間を定めて目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡請求ができる
※買主に不適合について帰責事由がある場合はできない

追完請求したが期間内に追完されなかった
履行の追完が不可能なときや拒絶する意思が明確なときなど



代金減額請求権

②買主の代金減額請求権(売主の帰責事由の有無は問わない)

代金減額請求をするには原則、まず追完請求をしてそれでも追完されなかった場合等に可能となるが、履行の追完が不可能なときや無意味なとき、売主が追完を拒絶する意思が明確なときなどは、追完請求をしなくても代金減額請求が可能である。

※買主に不適合について帰責事由がある場合はできない

③買主の損害賠償請求権(売主が契約不適合につき自己に帰責事由がないことを証明すれば免責)

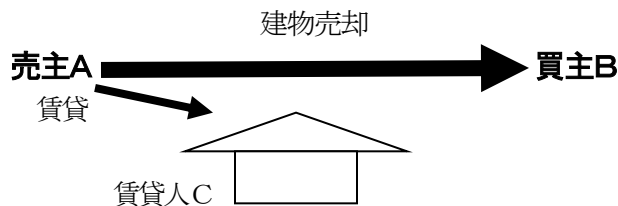
売主は債務不履行による損害賠償責任を負う

④買主の解除権(売主の帰責事由の有無は問わない)

4. 目的物を引渡したが**権利に関して契約不適合**な場合

売買の目的物に地上権、地役権、留置権、質権、賃借権が存在した場合や売買の目的物において一部権利が他人に属し買主が移転しない場合など、買主は売主に、①追完請求、②代金減額請求、③損害賠償請求、④解除ができる。

Cに賃貸しているA所有の建物をBに売却（売買の目的物は賃貸されていない建物）



⇒ BはAに代金減額請求や損害賠償請求等ができる。

（買主の権利のまとめ）

	売主に帰責事由あり	双方に帰責事由なし	買主に帰責事由あり
損害賠償請求	○	×	×
解除	○	○	×
追完請求	○	○	×
代金減額	○	○	×

《果実の帰属と代金利息の支払い》

売買の目的物が買主に引渡される前に、目的物から果実が生じた場合、その果実は売主に帰属する（買主が代金を支払済のときは、果実は買主に帰属する）。これに対し、買主は、目的物が引き渡されるまでは、利息を支払わなくてもよい。

目的物が引渡された後に生じた果実は買主が取得するが、買主は利息を支払わなければならない。

目的物から生じる果実

＝

代金債権から生じる利息

	代金未払	代金払済
目的物 引渡前	果実は売主に帰属 利息は発生しない	果実は買主に帰属する
目的物 引渡済	果実は買主に帰属 利息は発生する	